

国交B001 用途規制の緩和(建築基準法の特例)

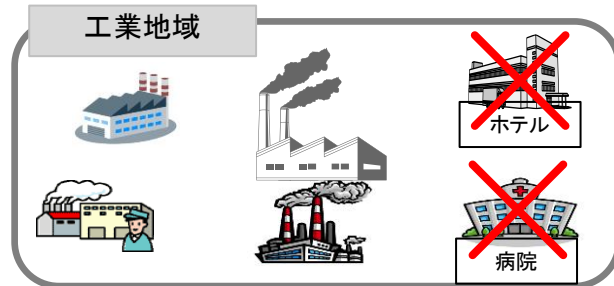
総合特区内の用途地域の指定の目的に反することのない「建築物の整備に関する基本方針」が総合特区計画に定められている場合には、当該基本方針に沿った用途地域における用途制限の緩和を行うことができることとする。

現行制度

○用途制限(建築基準法第48条)

<特定行政庁の許可が無ければ建築できない建築物の例>

- 第一種住居地域 特定の工場、劇場、映画館、倉庫、カラオケボックス etc.
- 近隣商業地域 特定の工場、キャバレー、料理店 etc.
- 商業地域 特定の工場 etc.
- 工業地域 ホテル、旅館、料理店、劇場、学校、病院、店舗、展示場、遊技場 etc.
- 工業専用地域 工業地域内に建築できない建築物、住宅、老人ホーム、図書館 etc.



<特定行政庁が許可できる場合>

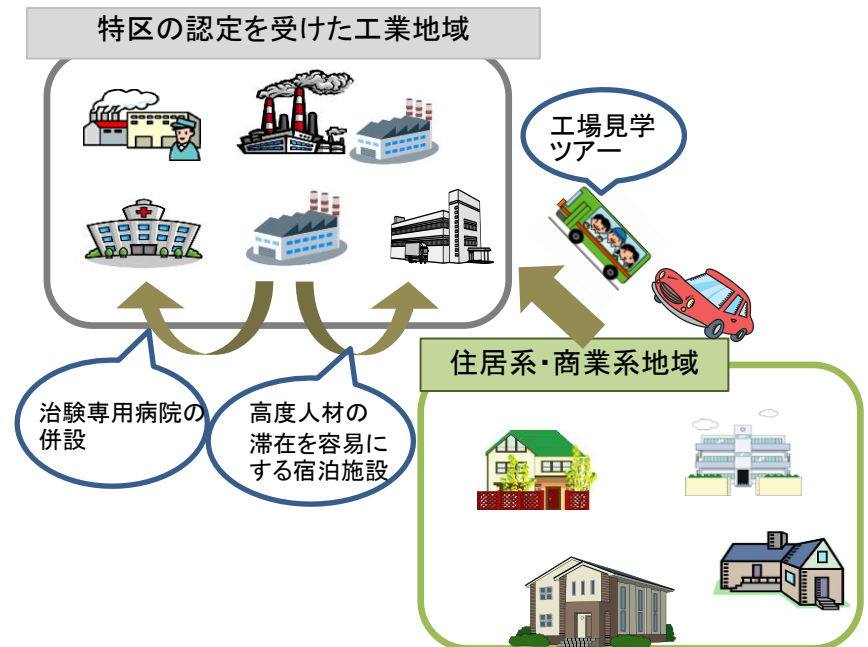
- 各用途地域の指定の目的に反する恐れがないと認めた場合等
- 公益上やむを得ないと認めた場合

特例措置

<特定行政庁が許可できる場合>

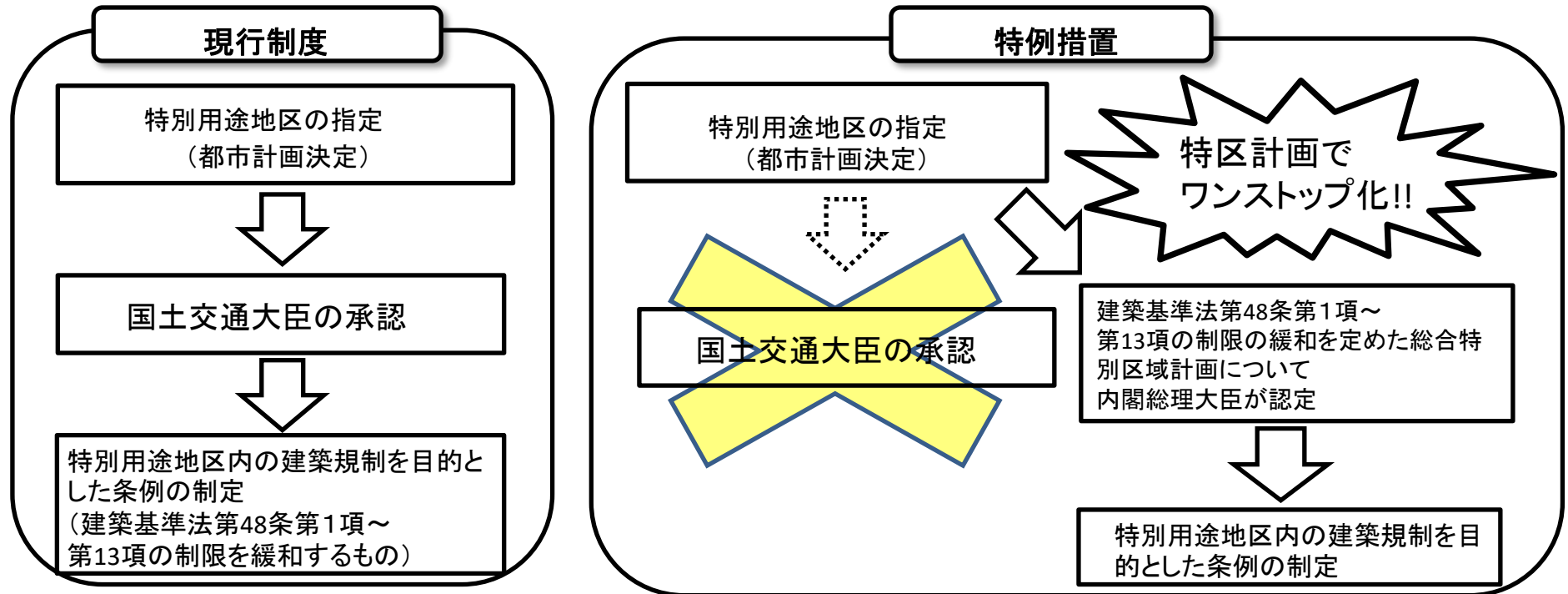
建築物の整備に関する基本方針を定めた総合特別区域計画について内閣総理大臣が認定した総合特別区域内においては

- 各用途地域の指定の目的に反する恐れがないと認めた場合等
- 公益上やむを得ないと認めた場合
- **認定計画が基本方針に適合すると認めた場合**



国交B002 特別用途地区内における用途制限の緩和(建築基準法の特例)

用途制限の緩和の内容が総合特区計画に定められている場合には、特別用途地区において用途制限の緩和を行う際に必要となる国土交通大臣の承認の手続を不要とし、手続の簡素化を図ることとする。



●特別用途地区を指定した場合

地場産業の保護育成等の特別の目的の実現を図るために特別用途地区を指定

↓
条例により用途制限を緩和することができる

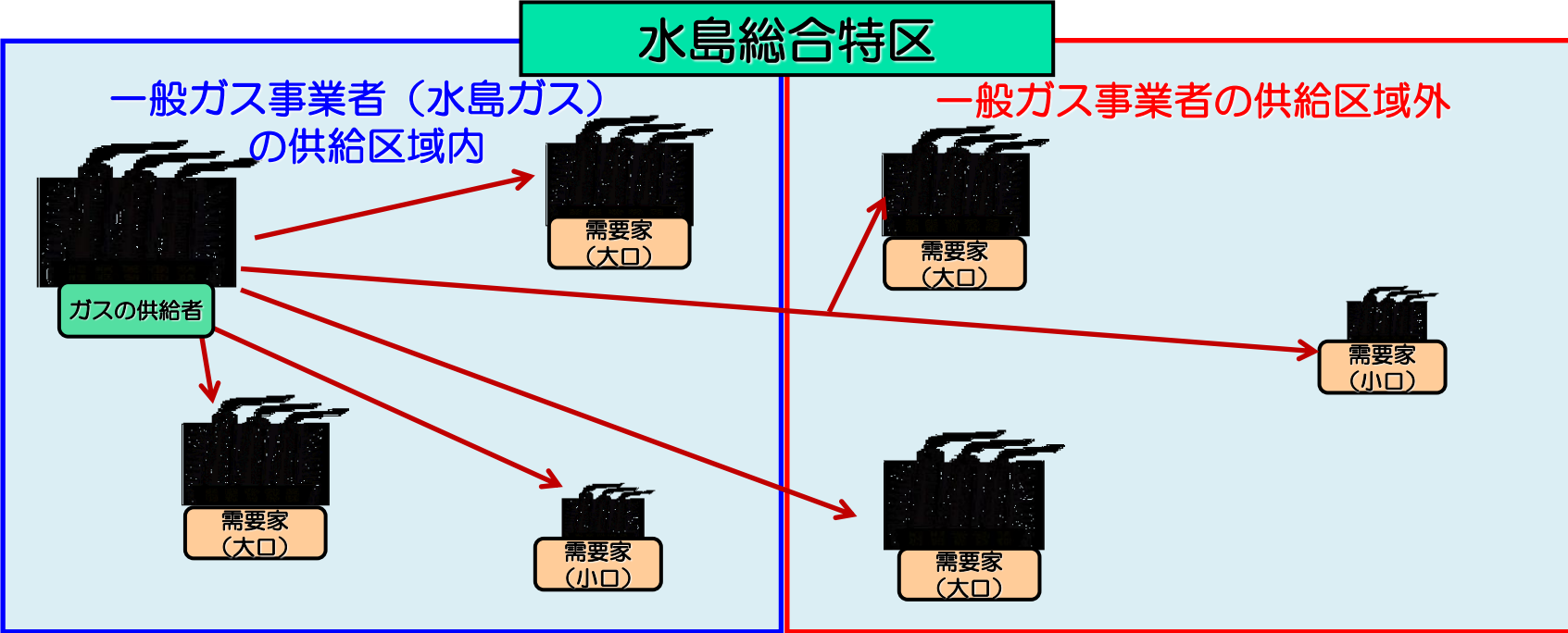


例) 住居系地域での陶器工場

経産B001 ガス事業法施行規則の特例措置

ハイパー&グリーンイノベーション
水島コンビナート総合特区
認定：平成24年9月20日

- ガス事業法において、経済産業省令で定める密接な関係を有する者に対してガスの供給を行う場合は、大口・小口を問わず、ガス事業としての規制の対象外となっている。
- 地域活性化総合特別区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合には、ガスを供給する者と相手方との間に、経済産業省令で定める密接な関係があるものとする。(特区における特例措置)
- なお、ガスの供給を一般ガス事業者の供給区域内で行う場合にあっては、特定供給の届出が必要となる。



		大口	小口	大口	小口
密接な関係	あり	特定供給の届出		規制の対象外	
	なし	届出	一般事業者のみ供給可能	届出	ガスの供給者が一般ガス事業者の許可が必要

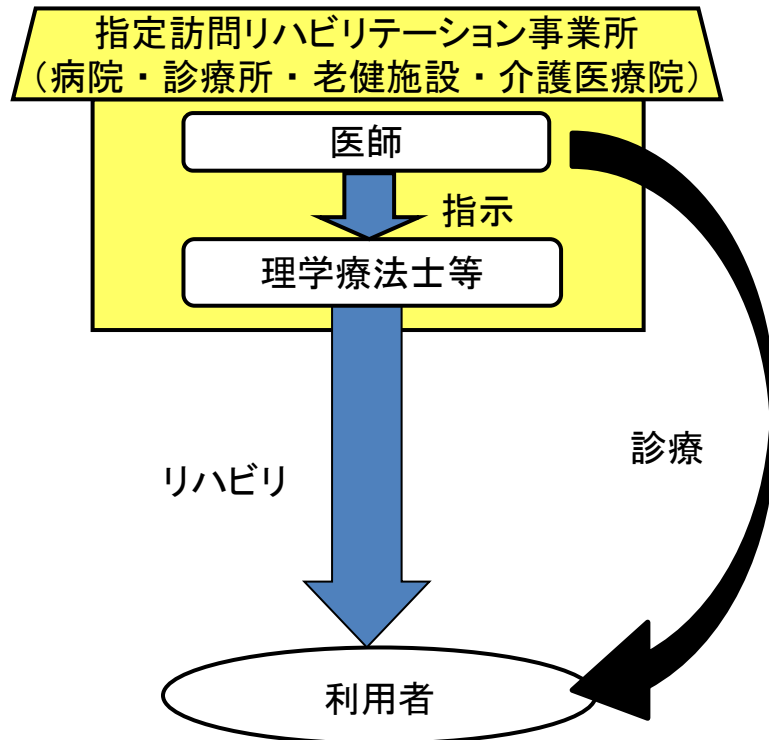
厚労B003 訪問リハビリテーション事業所整備推進事業

柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区
認定：平成25年3月29日
解除：令和4年3月31日

サービスの質や安全性を確保するために、一定の要件を満たした場合に、指定訪問リハビリテーション事業所の開設許可を緩和する。

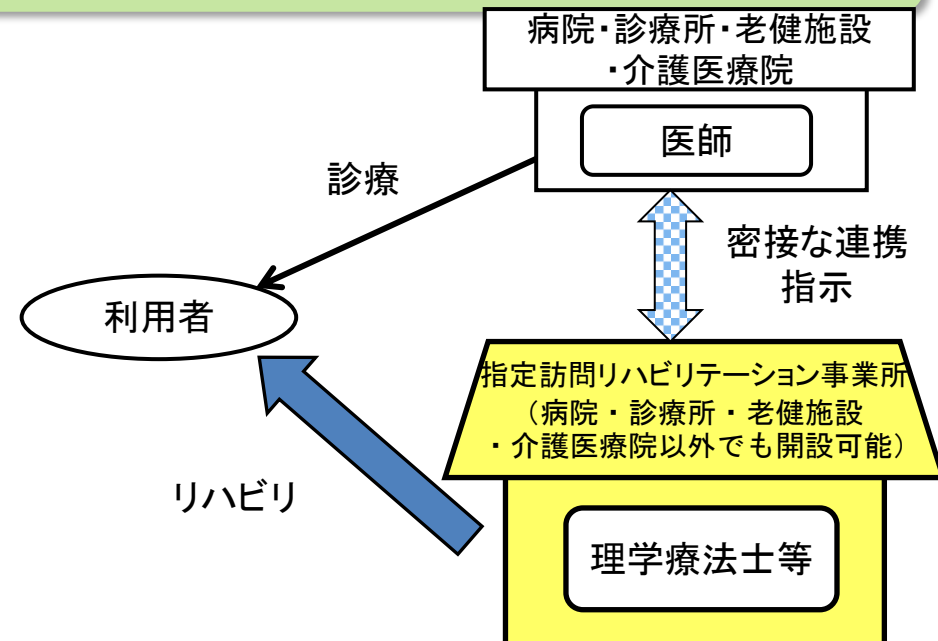
地域活性化総合特別区域以外

指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院でなければならない。



地域活性化総合特別区域における特例

指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものについて、指定訪問リハビリテーション事業所の指定要件を緩和する。



厚労B004 介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業

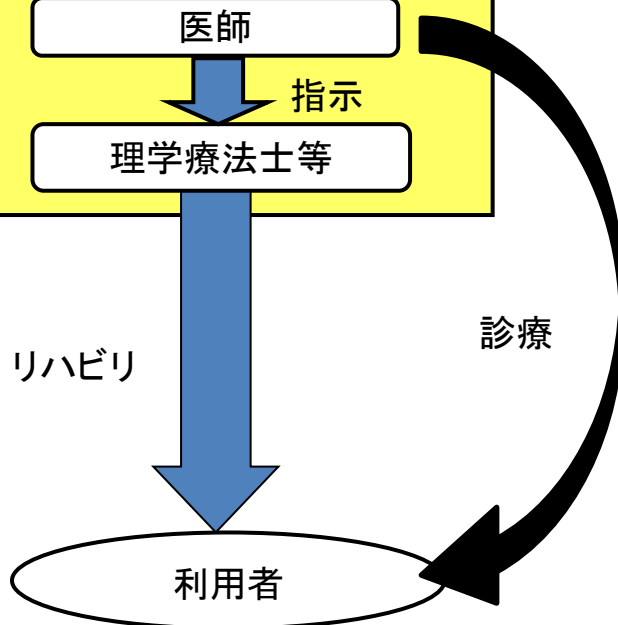
柏の葉キャンパス「公民学連携による自律した都市経営」特区
認定：平成25年3月29日
解除：令和4年3月31日

サービスの質や安全性を確保するために、一定の要件を満たした場合に、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設許可を緩和する。

地域活性化総合特別区域以外

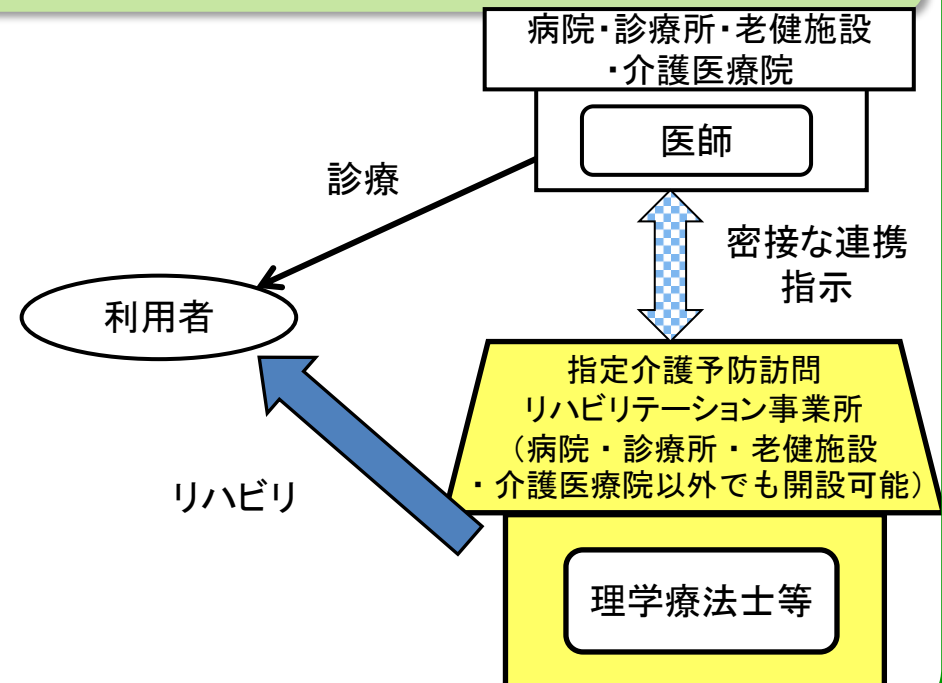
指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院でなければならない。

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所
(病院・診療所・老健施設・介護医療院)



地域活性化総合特別区域における特例

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものについて、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定要件を緩和する。

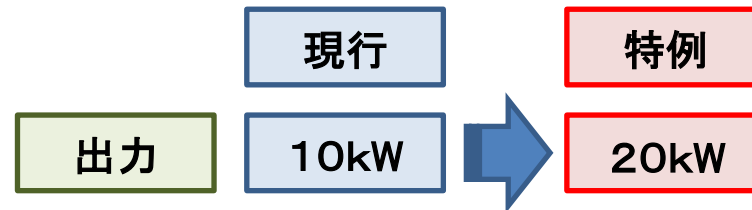


【概要】

- 一般用電気工作物については、主任技術者の選任や保安規程の届出等の各種規制が不要。
- 一般用電気工作物のうち、小出力発電設備は、電気事業法施行規則において、内燃力発電設備であれば出力10kW未満のものが該当。
- 今般、特区内に設置する畜産バイオマスを利用した内燃力発電設備について、出力20kW未満のものを小出力発電設備として扱いたい旨の要望を受けた。
- 指定自治体による安全性の議論の結果を踏まえ、総合特区における対応を認める。

一般用電気工作物である内燃力発電設備

(主任技術者の選任や保安規程の届出等の各種規制が不要)



【参考①：提案主体】

- 特区名：畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区
- 指定自治体：群馬県
- 提案時期：平成24年度春協議

【参考②：安全性の検討経緯】

- 指定自治体が有識者で構成される群馬県小規模内燃力発電設備安全評価委員会を設置し、畜産バイオマスを利用した内燃力発電設備について、当該委員会においてメンテナンスや万一の事故の際の対応等を行う。
- 上記の措置により、指定自治体による保安体制が整備されていると考えられるため、特例を認める。

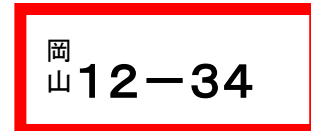
従来の制度においては、回送運行許可番号標は自動車の運行中前面及び後面の見やすい位置に表示しなければならないとされていたところ、道路運送車両法施行規則の特例（回送運送効率化事業）により、総合特区の区域内において、後面の回送運行許可番号標の表示省略を可能とする。

従来の制度

回送運行許可番号標及び
それに記載された番号



回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、回送運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に（合成樹脂製のものにあっては脱落しないように）取り付けることによって行わなければならない。



回送運行許可番号標（イメージ）

課題



製作自動車を自動車運送船に積み込む際に公道を走行しなければならないため、回送運行許可番号標を取付け運行しなければならない。



回送運行を行う際、運行を行う前の後面回送運行許可番号標の着脱作業に時間を要し、コストが生じている。

特例措置（道路運送車両法施行規則の特例）

認定を受けようとする事業の内容について定めた地域活性化総合特別区域計画において、以下の内容が確認できた場合にあっては、自動車の回送運行における回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示のうち、後面の当該表示を簡素化できるものとする。

- ①特例をうける回送自動車（以下、「特例自動車」という。）を運行の用に供する道路の区間が特定されていること。
- ②当該区間が短く、特例自動車以外の自動車の交通量が少ないこと。
- ③特例自動車が車列を組んで運行し、当該車列の最後尾に当該車列が回送運行効率化事業を行っている旨を車体の後面に表示した自動車が走行すること。



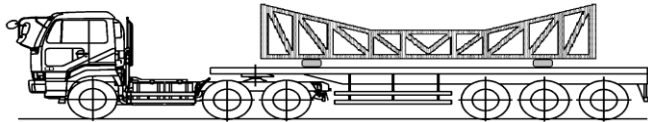
着脱作業の時間短縮により生産コストの削減



生産設備新設・更新の促進など地域への更なる経済波及効果により地域が活性化

現行制度

分割不可能な単体物品を輸送するセミトレーラについては、当該単体物品を輸送する必要性、代替輸送手段がないこと等を審査し、輸送する単体物品の輸送に最小限の範囲で基準緩和を認定（例えば58トンまでなど）。一方で分割可能な貨物を輸送する場合には、36トンを超えない範囲で車両総重量に係る基準緩和を認定。



- ・分割不可能な単体物品を輸送する場合：輸送に最小限の範囲まで
- ・分割可能な貨物を輸送する場合：車両総重量36トンまで

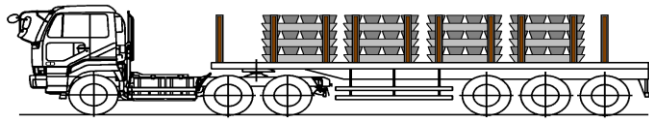
特例措置（基準緩和認定の特例）

総合特区における地域協議会等の取組み

- ①事業者と特定経路を管轄する道路管理者が、道路構造等の調査、舗装の維持・修繕、橋梁等の補強を事業者が費用負担して実施することについて協議し同意していること
- ②地域協議会等が策定した輸送の観点から講じる安全対策（貨物の落下防止、特定経路からの流出防止等）を地域協議会等の構成団体が一体となり徹底すること

道路法に基づく特殊車両通行許可を受けることが確実であることについて道路管理者に確認できた場合

単体物品を輸送するセミトレーラとして重量等の基準緩和認定を受けていることを前提に、当該セミトレーラーが分割可能な貨物を輸送する場合でも、単体物品を輸送する場合の車両総重量を限度として緩和認定を可能とする。



例：車両総重量58トンまで輸送可能

総合特区内の特定経路における輸送の効率化

自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合の特例

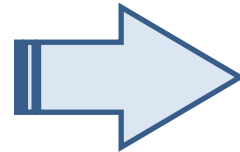
目的:マイクロバスの貸渡に付随して運転手の労務供給を行う等の貸切バス経営類似行為の防止

現行の新規参入要件

(通常の参入要件)

- ①欠格事由に該当していないこと
- ②白バス・白タクの行政処分を受けたことがないこと
- ③自動車保険に加入すること

変更なし

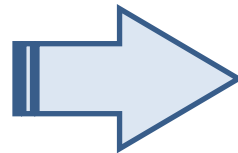


特区内における新規参入要件

(通常の参入要件)

- ①欠格事由に該当していないこと
- ②白バス・白タクの行政処分を受けたことがないこと
- ③自動車保険に加入すること

一定の場合に
要件を緩和



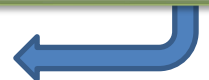
(マイクロバスを貸渡す際の追加要件)

- ・マイクロバス以外の車両の2年以上の貸渡実績を有していること

以下の要件を満たした場合、「2年以上の貸渡実績」の要件を緩和

- ①過疎地有償運送に係る運営協議会を主宰する地方公共団体により、貸切バス経営類似行為防止啓発パンフレットの作成や過疎地有償運送を行う者の職員情報及び貸渡されるマイクロバスを利用する運転者に係る情報の事前収集等貸切バス経営類似行為防止のために必要な措置が講じられていること。
- ②運営協議会において過疎地有償運送に使用する車両をレンタカー事業に兼用することについて合意されていること。

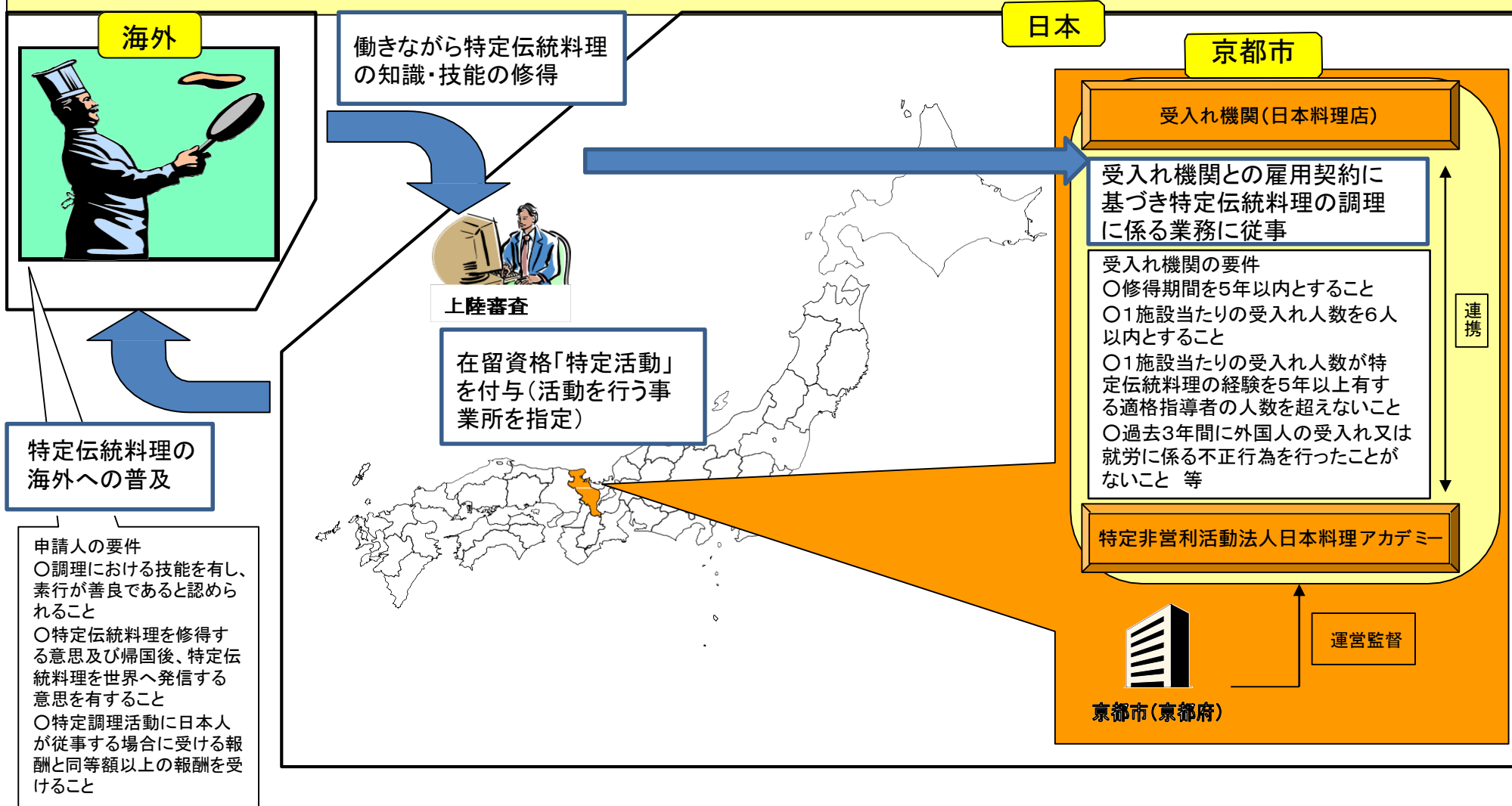
総合特区内において、レンタカー事業開業当初からマイクロバスの貸渡が可能に



法務B001 特定伝統料理海外普及事業

京都市地域活性化総合特区
認定：平成25年11月29日

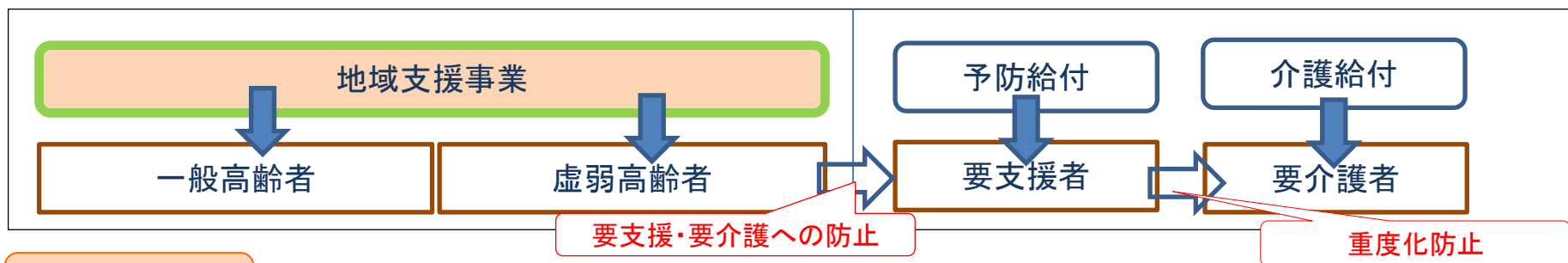
外国人が、日本国内の日本料理店で働きながら日本料理の知識及び技能を習得するための在留資格が認められていないところ、地域活性化総合特区内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理（＝特定伝統料理）（※）の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするために在留資格「特定活動」について、あらかじめ法務省告示で定めている活動の特例を設ける。（※）京料理が該当する。



介護保険制度において、**介護保険給付の対象となっていない介護機器の貸与事業**を地域支援事業※として実施できることとする。

※地域支援事業…要支援・要介護認定を受けていない高齢者に対して、介護予防を目的として市町村が行う事業。
地域支援事業の財源は、介護給付と同じく、保険料と公費(国・県・市支出)が財源。

介護保険制度のしくみ



実施の要件

- 介護機器貸与モデル事業を実施し、生活支援を充実させ高齢者の自立支援につなげること。
 - 介護機器貸与実績等の実績データ等を蓄積し、国に実績データ等の情報を提供すること。
- など

総合特区を契機として、福祉用具の側面から生活を支援
民間事業者の集積を促し、利用者の自立支援につながる取組を促進